

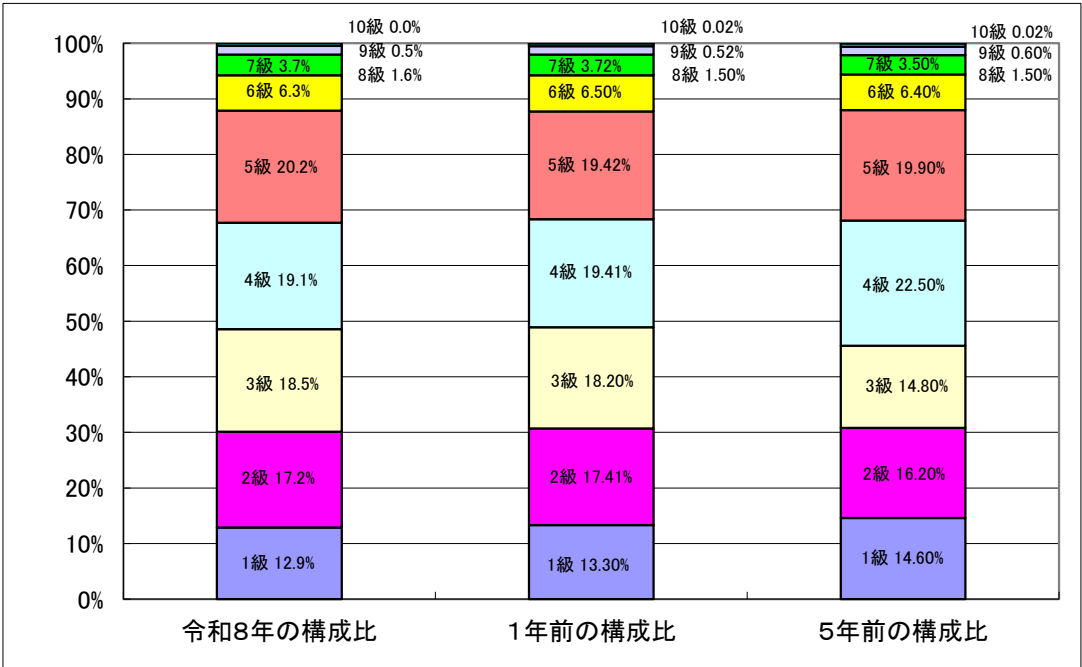
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

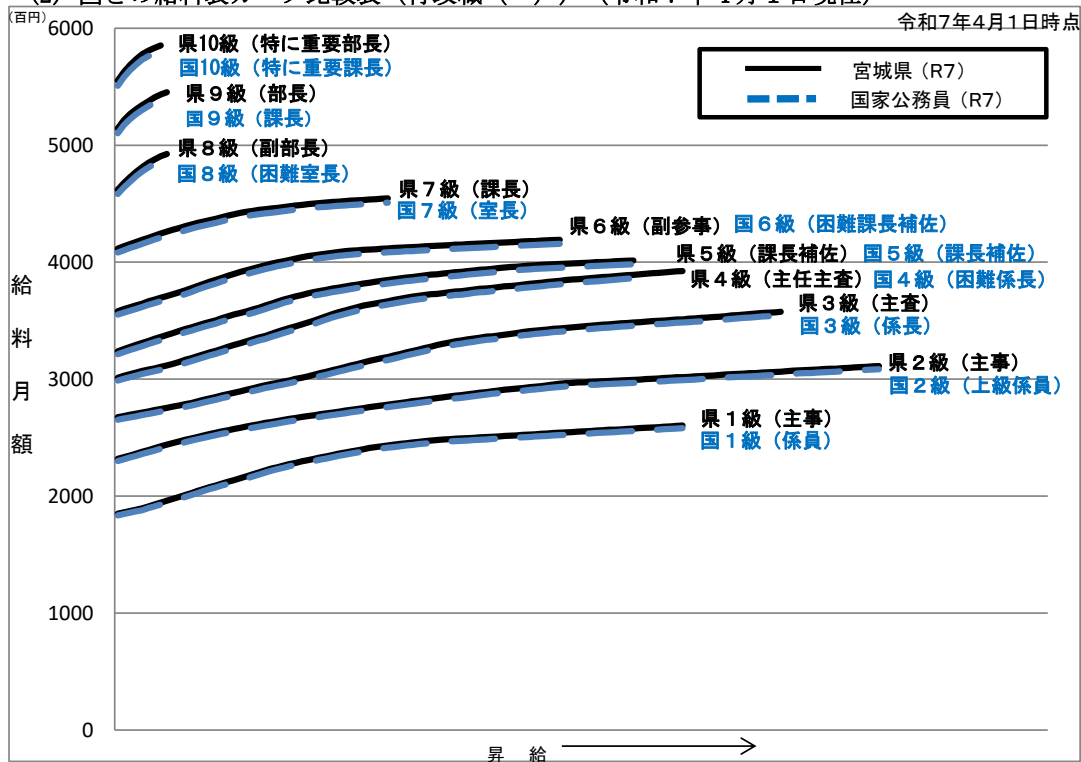
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 713	% 12.9	円 197,400	円 270,700
2 級	主事、技師	人 949	% 17.2	円 243,900	円 319,400
3 級	主任主査、技術主任主査	人 1,022	% 18.5	円 278,500	円 367,100
4 級	主幹、技術主幹	人 1,057	% 19.1	円 312,300	円 402,900
5 級	本庁の総括課長補佐、総括技術補佐	人 1,113	% 20.2	円 335,200	円 412,300
6 級	本庁の課長	人 350	% 6.3	円 369,700	円 430,400
7 級	本庁の課長	人 206	% 3.7	円 424,100	円 466,800
8 級	本庁の副部長	人 88	% 1.6	円 475,700	円 505,600
9 級	本庁の部長	人 26	% 0.5	円 529,500	円 559,800
10 級	本庁の部長(特に重要)	人 0	% 0.0	円 571,600	円 600,800

- (注) 1 宮城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（宮城県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				